

基礎学力向上支援事業業務委託 仕様書（案）

1 事業名

基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）

2 事業目的

本事業は、区内の小学校3・4年生を対象に、夏休みや平日の放課後、冬休みを利用し、基礎学力の中心となる国語・算数の学習支援を行い、学ぶことの大切さや楽しさを実感することで学習意欲を高め、基礎学力の向上と学習習慣の定着を図り、学力に応じた指導を行うことで児童の学力向上を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 事業実施場所

区内10小学校（別紙「基礎学力向上支援事業実施場所一覧」のとおり）

5 受講者数

定員は、区内10小学校全体で240名とする。

なお、各学校の受講者数は、各学校との調整の上、定員の範囲内で決定するものとする。

6 業務内容

（1）学習指導内容の企画

- ・小学校3・4年生を対象に、本事業の目的を達成するための効果的な学習指導（国語・算数）の内容を企画すること。併せて、受講者に目標を持たせ、モチベーションの維持及び学習意欲を継続させるための取り組みとして民間業者が実施している検定を受験させること。
- ・契約締結後、速やかに実施日程・学習計画等の事業実施計画書を作成し、発注者に提出して承認を得ること。

（2）募集・学校との連携の実施

- ・募集チラシを作成し、事前に決定した日程・学習計画を学校・保護者・児童へ周知すること。申込受付期間については学校と協議の上、充分な期間を設けること。受講者の募集は原則年度当初に行い、受講者が定員に満たない場合は、発注者と協議の上追加募集を行うこと。

受講者の決定については各学校と調整の上、決定し、申込者に対して決定通知書を送付すること。配付物は、配付前に発注者と協議を行うこと。

- ・受注者は、各学校と良好な関係を維持し、各学校で打ち合わせを行うこととし、打ち合わせは年度当初、前期・後期の終了時の計3回以上とする。年度当初の打ち合わせでは、各学校に指導内容・企画等を示し、各学校からの意見は指導内容に反映するように努めること。前期・後期終了時の打ち合わせでは、学習内容・児童の実力テストの結果及び児童の出席状況について各学校に情報提供を行うこと。

- ・受注者は各学校の出席率が7割を上回るよう努め、出席率が7割を下回る状況が2回以

上続く時や、欠席が目立つ受講者がいる場合は、各学校と協力して出席を促す等の対応を行うこと。対応内容については発注者に報告すること。また、必要に応じて出欠状況を各学校へ情報提供すること。

- ・感染症対策を含む児童の安全管理について、各学校と充分に打ち合わせを行うこと。

(3) ジャガピースクール体験会・受注者による学校の授業見学の実施

・申込受付期間中に各学校で、本事業の周知（児童への参加を促す取組みを含む）を目的としたジャガピースクール体験会と児童の実態把握を目的とした授業見学を原則各学校（10校）で行うこと。

・ジャガピースクール体験会は下記の内容を基本とし各学校と協議のうえ実施すること。実施内容や時間等は、各学校の実態に合わせて柔軟に対応すること。

時間：授業時間中（1コマ）

場所：事業実施場所に定める各学校

（学校によっては、実施場所が2教室に分かれる場合がある。）

対象：小学校3年生

講師：2名以上

・各学校の児童の実態把握を目的に、受注者が学校の授業見学を行うこととし、その際に把握した内容については、学習指導の実施に反映させること。

(4) 学習指導の実施

・各学校において、6（1）「学習指導内容の企画」に基づく学習指導（国語・算数）を、6月～夏休み終了（前期）の平日の放課後、もしくは夏休みに20時間（夏休み中は1回2時間を基本とする）、2学期開始～2月（後期）の平日の放課後もしくは冬休みに25時間、合計45時間実施すること。

・各学校と調整の上、実施日を決定すること。その際、各学校の事情に充分配慮し、実施時間の配分を柔軟に変更した上で実施も可能とする。

・各学校の実態・希望に合わせて児童の宿題サポートを実施すること。

・事前に各学校に学習内容・企画等を示した上で6（2）「募集・学校との連携の実施」の内容のとおり打ち合わせを行い、学習状況等の情報共有を行うなど受講者の状況を把握して学習指導を行うこと。

(5) 教材

・6月～夏休み終了（前期）は、当該学年の基礎学力を身に付けることを目的とした内容とすること。

・2学期開始～2月（後期）は、児童の実力に応じてより学力を伸ばしていくように児童の学力に合わせた内容とし、幅広い難易度（前学年の内容に遡っての学習内容や、発展的な内容も含む）のものを用意すること。

(6) 講師の配置及び資格要件

・講師については、本事業の目的を理解し、子どもの学習支援に対して熱意のある者で、小学生に対する指導経験を持つ者とする。ただし本事業の性質上、未成年者に対する性犯罪歴があるなど児童の指導にふさわしくない者は従事させないこと。

・講師の配置数については、6月～夏休み終了（前期）は児童8名に対し講師1名以上とすること。2学期開始～2月（後期）は、児童の習熟度別に応じた指導とするため、各学校の児童の実態・学力に合わせた講師配置とすること。原則、習熟度に応じて、児童1～

10名程度に対して講師1名以上を配置することとし、児童の実態にあわせて少人数指導を取り入れること。

そのため、後期の講師の総配置数について、前期より10名程度増員すること。

- ・講師のうち1名は授業全体をコーディネートする責任者として配置すること。
- ・事業全体を通して小学校教諭免許を有する者を1名置き、各実施場所において授業内容や指導方法が適切に行われているかチェックを行い必要に応じて是正を行うこと。
- ・受講児童が安心して授業に参加できるよう配置された講師は可能な限り年度途中での変更がないようにすること。
- ・講師に対して、配置前に指導方法や児童理解に関する研修を実施すること。

(7) 学習指導の効果検証及び実施報告

ア 効果検証

- ・本事業の効果が検証できる実力テスト（国語・算数）を3回以上実施すること。なお、実力テストの実施時期については、学習指導の前期・後期の開始時、及び後期終了直前の3回を必ず含むこと、実力テストの内容・実施方法については、事前に発注者と協議を行うとともに、実施後速やかに学校ごとに結果を取りまとめ、発注者及び各学校に情報提供すること。その際、実力テストの結果に対する考察（学力が伸びた要因、学力が伸びていない児童がいる要因の分析等）もあわせて行うこと。
- ・学習指導期間の開始時及び終了時に受講者及び保護者を対象としたアンケートを実施すること。アンケートの内容・実施方法については、事前に発注者と協議を行うとともに、実施後速やかに学校ごとに結果を取りまとめ発注者及び各学校へ情報提供すること。

イ 実施報告

- ・発注者が事業の進捗状況を把握できるよう毎月末時点の出欠状況等について、翌月10開庁日目までに電子データにより提出すること。ジャガピースクール体験会を実施した月には、実施日程と参加者数を、授業見学、打ち合わせを実施した月には、実施日程及び実施内容も併せて報告すること。

ウ 事業完了報告書

- ・事業完了報告書（受注者の任意形式）を作成し、書面及び電子データにより年度末終了までに発注者に提出すること。
- ・事業完了報告書の内容は下記のとおりとし、必要に応じて項目を追加すること。

（ア）事業の実施内容の概要

（イ）受講者の出席状況

（ウ）講師の配置状況

（エ）6（7）アに定める実力テストの結果（受講者個別の点数と偏差値、各学校の平均点と偏差値、区内全体の平均点と偏差値、学力が伸びた受講者の割合）

（オ）6（7）アに定める実力テストの結果に対する考察（学力が伸びた要因、学力が伸びていない受講者がいる要因等）

（カ）民間業者で受験した検定結果

（キ）人権問題に係る研修実施報告書（発注者が定める様式）

（ク）障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書（発注者が定める様式）

(8) その他

事業実施にあたっては、傷害保険等の適切な保険の加入を行うこと。また、事業実施においてけがや事故等が発生した場合は、その対応や関係先（発注者及びけがや事故等が発生した学校を含む）への連絡等を受注者が速やかに行うこと。

7 経費の支払い

業務完了後、発注者の検査に合格した場合、受注者の請求に基づき委託料を支払う。受注者が希望する場合、出来高部分に相応する委託料相当額について、所定の手続きにより部分払いを請求することができる。

ただし、請求については、月1回を超えない範囲で請求することができるものとする。

8 人権研修

受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識をもって業務を遂行するよう、契約期間中に少なくとも1回、適切な研修を実施し、研修終了後速やかに発注者に報告すること。

9 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

10 個人情報の取扱い

- (1) 本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも同法令の規定を遵守させなければならない。
- (2) 受注者は、個人情報が漏えい、滅失、き損又は改ざんされないよう、適正な管理に努めなければならない。
- (3) 受注者は、本件業務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- (4) 受注者は、個人情報を本件業務以外の目的に使用してはならない。
- (5) 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 受注者は、個人情報に関する本件業務の履行において事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならぬ。
- (8) 発注者は、受注者に対し個人情報の取扱いについて立入検査を行い、又は必要な措置を講じるように指示することができる。
- (9) 受注者は、個人情報が記載された資料を、本契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、それに従うものとする。

(10) 発注者は、受注者が、本仕様書に定める個人情報の取扱いに違反していると認めたときは、本契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。

11 再委託について

(1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、11(1)及び11(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、11(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(2) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。

(3) 大阪市暴力団排除条例及び大阪市暴力団排除条例施行規則を遵守すること。

(4) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働者安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上的一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと

13 発注担当

西成区役所保健福祉課（子育て支援）5階 52番 担当者：箕輪・田中

〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20 TEL06-6659-9824 FAX06-6659-9468

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の西成区役所総務課（連絡先：06-6659-9625）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西成区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西成区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：事業者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

基礎学力向上支援事業実施場所一覧

	学校名	所在地
1	大阪市立天下茶屋小学校	〒557-0012 大阪市西成区聖天下1-11-35
2	大阪市立岸里小学校	〒557-0054 大阪市西成区千本中1-8-22
3	大阪市立玉出小学校	〒557-0044 大阪市西成区玉出中2-13-48
4	大阪市立千本小学校	〒557-0054 大阪市西成区千本中2-8-8
5	大阪市立橋小学校	〒557-0051 大阪市西成区橋2-1-29
6	大阪市立まつば小学校	〒557-0033 大阪市西成区梅南3-2-25
7	大阪市立長橋小学校	〒557-0025 大阪市西成区長橋2-3-21
8	大阪市立北津守小学校	〒557-0061 大阪市西成区北津守3-3-40
9	大阪市立南津守小学校	〒557-0063 大阪市西成区南津守6-1-14
10	大阪市立新今宮小学校	〒557-0016 大阪市西成区花園北1-8-32